

## 【令和8年2月26日現在】 契約締結手続き方法

### 【建設工事】

○ 必要    △ 場合によって必要

	必要書類	契約金額(税込み)				
		500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	必要数	備考
当初契約時に提出	契約書	○	○	○	2部	※1
	建設リサイクル法関係書類	○	○	○	1部	※2
	契約保証	—	○	○	1部	※3
	保証書(契約保証人)	○	—	—	1部	※4
	契約保証人承認願	○	—	—	1部	
	現場代理人等の指名通知書	○	○	○	1部	※5
	現場代理人兼務届	△	△	△	1部	※6
	経歴書	—	—	△	1部	※7
	工程表	○	○	○	1部	
	請負代金内訳書	○	○	○	1部	※8
中間前払金・部分払選択届	—	—	○	1部	※9	
その他	前払保証(原本・写し)	—	△	△	1部	
	前払金承認申請書	—	△	△	1部	※10
	前払請求書	—	△	△	1部	※10
	建設業者退職金共済掛金 収納書	—	—	○	1部	※11

様式は、鏡野町ホームページの様式集から最新のものをダウンロードしてください。

※1	<p>契約書は契約金額及び種類別の最新の様式を使用し、様式内の記入例を順守し作成してください。各事項は手で記入せず、様式へ入力のうえ作成してください(※手記入部捺印等必要になる場合があるため)。</p> <p>契約日は現金納付の場合は納付日以降、その他は契約保証書等の発行日以降とします。また、契約日と工期の着手日は同日とします。</p> <p>契約書2部の内1部には印紙を貼付し、落札決定のあった日から14日以内に提出してください。また、契約約款は鏡野町ホームページに掲載していますので必ずご確認ください。(契約によっては、契約約款と一緒に袋とじにする必要があります。)</p>
----	--

※2	<p>事前に監督員との協議が必要です。協議後「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面」については契約書の最後に添付してください。(割印が必要です。)</p>
※3	<p>契約保証は契約金額の10%以上の額とし、次のうち1つが必要です。</p> <p>①現金納付                      ②前払金保証事業会社の保証証書  ③金融機関の保証書          ④公共工事履行保証証券  ⑤履行保証保険                ⑥有価証券</p> <p>契約書の契約保証金の欄には、①②③⑥の場合はその保証金額を、④⑤の場合は「免除」と記載してください。  現金納付の場合は、事前にご連絡をいただければ納付書を発行します。</p>
※4	<p>契約書の契約保証金の欄には「免除」と記載してください。  債務を履行しない場合の遅延利息、違約金その他の損害金を支払うこと、及び工事を完成できない場合に受注者に替わって自らその工事を完成することを保証する者を立てる必要があります。ただし、請負金額が50万円未満のとき、工期が30日未満のとき又は町長が特別な理由があると認めたときは保証人は不要です。</p>
※5	<p>資格証の写し、雇用関係が証明できるもの(保険証等)の写しを添付すること。  契約金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の場合には主任技術者は専任であること。  下請金額が5,000万円以上(建築一式工事の場合には8,000万円以上)となる場合は監理技術者資格証の写しを添付すること。</p>
※6	<p>現場代理人を兼務する場合に必要です。</p>
※7	<p>主任技術者が専任の場合必要です。様式は任意様式でかまいません。</p>
※8	<p>設計書の内訳に基づいたもの。(※入札契約適正化法等の改正により、令和7年12月12日以降の入札内訳書及び工事請負代金内訳書は、直接工事費のうち労務費及び材料費、現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額(※1)及び建退共制度の掛金、安全衛生経費(※2)を明示して下さい。</p> <p>※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業者負担額」  ※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」</p>
※9	<p>(契約額1,000万円以上対象)  中間前払金または部分払のどちらかを選択してください。  中間前払金は、請負金額の4割以内ですすでに支払った前払金に追加して、請負金額の2割以内で前払を行います。  契約書の部分払回数の欄は、中間前払金を選択した場合は「無し」、部分払の場合は請負金額区分ごとの回数を入力のうえ作成して下さい。</p> <p>部分払の回数は次のとおりです。  請負金額が500万円以上1,500万円未満までの工事 1回  請負金額が1,500万円以上1億円未満までの工事 2回  請負金額が1億円以上の工事 3回</p>
※10	<p>前金払を希望する場合に必要です。請求日は記入しないでください。</p>
※11	<p>契約後1ヶ月以内に提出すること。</p>